

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したご家庭へ

就学援助（準要保護）制度特例措置のお知らせ

東海村教育委員会

東海村では、村内小中学校に在学する児童生徒がおり、経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な世帯に対し、費用の一部を援助しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変したご家庭については、現在の所得状況に基づき、審査・認定を行いますので、ご申請ください。

●特例措置の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和2年の所得が下表の所得基準額未満となることが見込まれる世帯の児童生徒

扶養親族の人数	1名	2名	3名	4名	5名
児童生徒の保護者の 総所得基準額（円）	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	3,820,000
同居の扶養義務者の 所得基準額（円）	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	4,260,000

※同住所地に同居している扶養義務者（世帯分離している場合を含む）や、単身赴任をしている方も、審査の対象となります。

●申請の手続き

就学援助を希望される場合は、東海村教育委員会学校教育課にご相談ください。

○申請に必要なもの

(1) 東海村準要保護児童生徒認定申請書

※学校教育課窓口または村ホームページで配布しています。

※申請書に新型コロナウイルス感染症により家計が急変した状況と今後の収入見込みをご記入ください。

(2) 令和2年1月から直近までの給与明細書等、収入が確認できる書類

※証明書類は、児童生徒の保護者及び同居（別世帯を含む）の扶養義務者全員分を提出してください。お一人に複数の収入がある場合は全ての給与明細書が必要です。

(3) 印鑑（シャチハタ不可）

(4) 通帳等（振込先の口座が分かるもの）

○申請場所・時期

東海村役場4階 東海村教育委員会学校教育課

※郵送可。申請内容や添付書類に不備があった場合には、再度の提出を依頼することがあります。

※令和3年2月まで随時申請できます。援助費は、申請月から月額計算で支払われます。年度途中で村外に転校される場合には、村内小中学校に在籍した期間のみが対象です。

●認定の審査について

東海村児童生徒就学援助規則に基づき、認定要件に応じた証明書類及び申請者世帯員の総所得により審査します。

●援助費の支給方法

各学期終了後、遠足・校外学習等の参加状況等を確認の上、その学期分をまとめて申請者（児童生徒の保護者）の口座へ振込みます。

●対象となる費用

学校給食費全額及び学用品費、通学用品費、部活動後援会費（中学校のみ）、生徒会費（中学校のみ）、PTA 会費、校外活動費、宿泊学習費、修学旅行費、卒業アルバム代、医療費（学校保健安全法に定める疾病）の一部が援助されます。

●問合せ

東海村教育委員会学校教育課 企画総務担当 TEL 029-282-1711（内線 1412）